

B氏との相談記録 《平成 27 (2015) 年 5 月 22 日 (金) 提出分》

相談日時：平成 27 年 5 月 18 日 (月) 午前 10 時 40 分頃

申請住所：門真市

場 所：門真市上下水道局工務課給水グループ窓口

対応職員：給水グループ 藤尾課長補佐、主任、主査

○参考 (給水装置工事申請についての説明)

：新築等で水道本管から敷地内に給水装置を引込む場合は、門真市指定給水装置工事事業者でないと申請及び工事を行うことが出来ません。水道本管の埋設状況などの事前調査に工務店、並びに水道業者等の方が来局されます。新築、改造等、用途が変更したとき給水グループ窓口において水道本管の位置、口径等の情報を提供し、建物に適合した給水配管について説明をします。

本件につきましては事前に次の点をお伝えしております。

- ・本管 150 mmから新たに引き込む事。
- ・敷地内にある共用管を自費でもって道路上に移設すること。

【相談内容】

○給水グループ主査が対応

Q 自宅を建て替えるにあたり私が委任している業者から水道の引込について説明を受けたのです。そこで本管 150 mmから新たに引き込む事については理解できるのですが、納得できない部分があるので相談にきました。

A どういう内容が納得できないのですか。

Q 私の敷地内を通っている既設の水道管を前面の道路に自費でもってなぜ移設をしないといけないのですか。

(B氏の敷地内にあるビニール管口径 25 mm)

A 現状のままですと万が一、B氏の敷地内で漏水が起これば土間を掘削して修理しなければなりません。道路上に移設していただければそういったことも防ぐことができます。そのようにご協力をお願いします。

○給水グループ主任が同席する。

Q 移設する費用は局が負担してもらえないのですか。

A B氏敷地内を通っている既設水道管については、市の管理する水道管ではなく私設の共用管であり、上下水道局が移設することはできません。費用については原因者であるB氏の負担となります。ご検討をお願いします。

○給水グループ藤尾課長補佐が同席する。

Q 移設について納得がいかないのですが。

A 先ほど説明しました内容をご理解いただき、ご検討お願いします。